

令和6年第4回睦沢町議会定例会会議録

令和6年12月9日（月）午前9時開会

出席議員（12名）

1番	田中リエ	2番	三橋優一
3番	松島和子	4番	島貫孝
5番	小川清隆	6番	久我眞澄
7番	伊原邦雄	8番	田邊明佳
9番	中村勇	10番	市原重光
11番	米倉英希	12番	麻生安夫

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	田中憲一	総務課長	鈴木政信
企画財政課長	石井威夫	税務住民課長	秋葉秀俊
福祉課長	秦悦子	健康保険課長	小高俊一
産業建設課長	大塚晃司	会計管理者	中村優
総務課主査兼庶務秘書班長	森川綾子	企画財政課主査兼財政班長	伊丹徳重
教育課長	鵜澤智	教育課長	宮崎則彰
教育課主幹（指導主事）	藤田英和	睦沢町農業委員会事務局長	御園生憲利
選挙管理委員会書記	鈴木政信		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中村年孝	書記	山本祥
------	------	----	-----

議 事 日 程 (第 1 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 承認第 1 号 令和 6 年度睦沢町一般会計補正予算 (第 4 号) の専決処分の承認について
- 日程第 5 議案第 1 号 睦沢町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2 号 睦沢町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 8 議案第 4 号 令和 6 年度睦沢町一般会計補正予算 (第 5 号)

◎開会及び開議の宣告

- 議長（麻生安夫君） ただいまから令和6年第4回睦沢町議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎諸般の報告

- 議長（麻生安夫君） 地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、それぞれ別紙のとおり出席者の報告がありました。

次に、同じく地方自治法の規定による定例監査の結果報告及び例月出納検査の結果について令和6年7月分から9月分まで報告がありました。

いずれもお手元に配付の印刷物によりご了承願います。

◎議会関係の報告

- 議長（麻生安夫君） 次に、議会関係の報告を行います。

11月20日に、議会運営委員会が開催されております。

内容について、田邊明佳委員長から報告があります。

田邊委員長。

- 議会運営委員長（田邊明佳君） ご報告申し上げます。

去る11月20日、議長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。案件は、令和6年第4回議会定例会の運営等についてであります。

今期定例会におきましては、6名の議員から一般質問の通告がされております。議案等については、承認1件、議案4件であります。

今期定例会の運営について、お手元に配付の日程表によりご説明申し上げます。

日程第1といたしまして、会議録署名議員の指名を行います。

日程第2といたしまして、会期の決定を行います。会期は協議の結果、本日1日限りとしたしました。

日程第3といたしまして、一般質問を行います。

日程第4といたしまして、専決処分の承認について審議をお願いいたします。

日程第5から日程第8までは、条例の一部改正、補正予算など4議案について審議をお願い

いたします。

なお、採決の方法は、いずれも起立によりお願いいたします。

以上、今期定例会の日程について申し上げます。今期定例会がスムーズに運営されますよう、議員各位並びに執行部の皆さん方の格別のご理解とご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

次に、厚生文教常任委員会の活動について、厚生文教常任委員会、田邊明佳委員長から、厚生文教常任委員会の調査等に係る取組について、報告があります。

田邊委員長。

○厚生文教常任委員長（田邊明佳君） それでは厚生文教常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会は本年3月の第1回会議から、学校建設に関すること及び睦沢教育に関することについて調査研究を開始し、10月24日までにこども園の運営に関するヒアリング、園小中一貫教育の現地視察、本町の一貫教育に関する研究会への参加、総合運動公園の指定管理に關してのヒアリングなど、これまでに実施しました。

現在までの会議等の概要について報告させていただきます。お配りしてございます報告書をご覧くださいながら説明をお聞きいただきたいと思います。

第1回目は、令和6年3月4日の会議、調査方針をここに記載のとおり、決定いたしました。

第2回目、3月28日の会議では、調査方針に基づき、調査研究の進め方について決定いたしました。

第3回目は、4月30日に睦沢教育に関する調査として、こども園園長、副園長、教育課長同席により、こども園の運営等について聴取を行いました。

第4回目は、5月29日に長南町立長南小学校・中学校と、茂原市立本納小学校・中学校に学校建設に関する調査として、それぞれ併設型での一貫教育を実施しており、その運営や教職員の働き方等について視察をいたしました。

第5回目は、6月18日にそれまで実施した調査等について委員会内で意見交換を行いました。

第6回目は、8月21日に町教育振興会が主催した研修会に委員会として出席し、本町の園小中一貫教育の取組について拝聴いたしました。

第7回目は、9月6日の議会本会議終了後に、執行部から説明のあった学校建設に関する

スケジュールの説明を受け、協議をいたしました。

第8回目は、9月30日に議会本会議閉会後に、町総合運動公園を使用とした者からの問題提起に対し、調査を実施することを決定いたしました。また、一貫教育を実施する学校についてさらに調査するため、県外も視野に視察を行うことについて協議いたしました。

第9回目は、10月24日に町総合運動公園の指定管理に係る事情聴取として、問題提起のあった団体の同席により事実確認のための聴取を行いました。

これまで本委員会所管の事務事業として教育関係に係る調査を実施しておりますが、今後も学校建設と一貫教育、また睦沢教育については、こども園の運営は若者定住施策にも影響するものと捉え、引き続きこれらの事案に対し、調査研究を重ね、議会として議論する事案もあると思っておりますが、議員各位、また執行部の皆様にもご協力いただけますようお願い申し上げます、活動状況の報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

以上で議会関係の報告を終わります。

◎町長挨拶

○議長（麻生安夫君） ここで町長からご挨拶がございます。

田中町長。

○町長（田中憲一君） 皆さん、おはようございます。

令和6年第4回睦沢町議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、日頃から町政の運営、住民福祉の向上に、ご指導、ご理解を賜り、誠にありがとうございます。

今年も20日余りを残す師走となりました。今日は特に朝、寒かったですけれども、寒さも厳しさを増す中、1年という時の早さを改めて早いなと感じているところでございます。

さて、11月3日には秋晴れの下、みどりの広場で開催された第44回農林商工祭りには、町内外から多くの方が来場され、地元農産物の販売やステージイベントなど、盛会に行うことが出来ました。

また、農林商工観光功労者の皆様、むつざわ米新名称の発案をいただいた中学生、そして社会を明るくする運動及び福祉作文等の表彰を受けられた小・中学生の皆さん、改めまして心よりお喜びを申し上げますとともに、感謝を申し上げます次第でございます。

そして、イベントの準備運営にご尽力いただきました関係者の皆様方に、厚く御礼を申し上げます。本町の農林商工業のさらなる発展をご祈念申し上げるところでございます。

また、新年1月7日には新春賀詞交歓会の開催を予定させていただきましたので、議員皆様方のご出席について特段のご配慮をお願い申し上げます。

さて、本定例会でご審議いただく案件でございますが、専決処分の承認が1件、条例の一部改正が2件、千葉県市町村総合事務組合の規約の一部改正に関する協議及び一般会計補正予算でございます。慎重なるご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

そして、冒頭、議長よりお話があったところでありますが、議員の皆様方をお願いをさせていただきたいと思っております。

現在、千葉県と関係する市町村の間での水道用水供給事業体と県営水道との統合協議が進められているところでございます。令和4年4月に九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会が設置され、これまでの間に統合に関する様々な協議が重ねられてきたところでございます。統合に関するこれまでの協議内容や今後の見通しなどについて、議員各位のお許しをいただき本会議終了後に担当課長からの報告をさせていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上、私からの挨拶とさせていただきます。

本日の議会定例会よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

本日、お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受理しましたので報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（麻生安夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めにより、議長から指名いたします。2番、三栢優一議員、3番、松島和子議員の両名を指名いたします。

◎会期決定の件

○議長（麻生安夫君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり本日1日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（麻生安夫君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問については、既に通告がされております。質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。

また、通告以外の質問には答弁されませんのでご了承ください。

発言については1回目を一括質問、一括答弁とし、再質問以降は、大項目ごとに一問一答で行います。また、質問の回数については、一括質問、一括答弁の後の一問一答について、質問内容ごとに2回までとします。

なお、質問並びに答弁ですが、1回目の発言は議員、執行部ともに登壇して行うこととし、2回目以降は議員、執行部ともに自席で行ってください。

発言時間は、従来どおり60分です。

それでは、通告に従い順番に発言を許します。

◇ 米 倉 英 希 君

○議長（麻生安夫君） 最初に11番、米倉英希議員の発言を許します。

米倉英希議員。

○11番（米倉英希君） それでは通告に従い、質問をさせていただきます。

まず1点目の感染症についてお尋ねいたします。

季節も冬を迎え、寒さが厳しい季節となりました。季節性の感染症や様々な菌が原因での感染症がある中で、今回高齢者についての感染症予防対策事業について質問をさせていただきます。

季節の変わり目は体調を崩しやすく、高齢者に限らず若い方でも体調の管理は大変です。

注意していてもインフルエンザや様々な感染症にかかった場合に症状を軽くしたり、感染症にかからないようにするためのワクチンの接種を推進し、町内の方々にお声をかけておるところは大変な労力であり、町民が健康で穏やかな日々を送っていただくことが、議会並びに執行部ともに願うところであります。

ワクチン接種を行うなど、感染症対策をもっと積極的に行うことによって、健康の安心につながると思います。

そこで質問です。

様々な感染症がある中、感染症による疾病対策について町の対応を伺います。

次に、防災についてお尋ねいたします。

今年も世界中で甚大な自然災害のニュースが駆けめぐりました。そんな中、日本各地においても年明けの石川県能登半島地震をはじめ、たくさんの人命をなくす災害があり、心が痛む年のスタートでもありました。防災の意識が高くなり、各自治体におかれても、生命、財産を守る取組が行われていますが、まだまだその取組が浸透されず、機能不足のところがあると思います。

睦沢町においては、いつ来るか分からない災害について、自主防災組織の取組や地元消防団との連携など、積極的にされていることは評価するところであります。

そこで質問です。

現在町内に指定されている避難場所について、住民の方々が避難されたときに十分な整備、また北山田の区民センターではいい施設でありながら、携帯電話の電波の受信が悪いとの話も聞いております。町の取組として、例えばトランシーバーの配付や、自主防災組織からの要望などを調査し、町が購入して配備する考えがあるか伺います。

次に、グリーンラインについてお伺いします。

今年3月に長南町から茂原市台田まで開通したグリーンラインですが、今後の計画において台田から三ヶ谷、そして三ヶ谷から寺崎へとつながることにより、圏央道へのアクセスがよくなります。町にとっても圏央道へ直接つながるバイパス道路が出来ることで、大きな期待を持っているのではないかと思います。

そんな中、民間事業者も期待をしているようで、土地買収の話を持ちかけられているという話を聞いています。その方の話の中では、土地を持っていても土地利用や管理は難しく、将来町が何か計画するのであれば協力したいという話でした。

そこで質問です。

寺崎地先にインターチェンジが接続され、その近隣地域から町全体が発展するチャンスだと思いますが、町としての考えを伺います。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは米倉英希議員のご質問にお答えいたします。

初めに感染症等についてであります。ご存じのとおり、感染症とは病原体が口や鼻、傷口などから体内に侵入し体の中で増える病気であり、ウイルスや細菌などの病原体による代表的な疾病は、季節性インフルエンザや新型コロナウイルスであります。高齢者が重症化すると、肺炎や心筋炎の合併症を引き起こし、入院する場合や後遺症が残ることもあるものがございます。

ご質問の、感染症等による疾病対策について町の対応はについてお答えさせていただきます。

感染症の予防では、発症予防とまん延防止の取組が重要となります。まず、一人一人が基本的な感染予防対策を実施することが大切であり、流水や石けんによる手洗いは、病原体を体内に侵入させないための有効な方法であり、感染症対策の基本となります。

そして、日々の健康管理が重要で体の抵抗力を高めるために、十分な休養とバランスの取れた栄養摂取が効果的でありますので、町では健康栄養相談の機会や、広報紙を活用し健康意識の醸成を図っております。

また、千葉県における感染症の発生情報が保健所より提供されてきますので、役場職員で情報共有をするとともに、流行時には町ホームページやLINEを活用しながら、住民に対しての注意喚起を図って参ります。

今年、マイコプラズマ肺炎が全国的に流行し、10月中旬に周知をしたところであります。感染症の感染予防、発病予防、症状の軽減を図り、まん延防止に当たり、予防接種法に基づく定期予防接種、高齢者を対象としたインフルエンザ、新型コロナウイルス、肺炎球菌が適切な時期に、安心して接種することが出来るよう関係機関と連携し、事業を実施していますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、防災についてお答えいたします。

自主防災組織の避難場所の整備について町の考えはとのご質問でございますが、災害が発生する危険性のある段階、また災害発生の初期段階において、自主防災組織が地域の集会施設等を避難場所として運営するに当たっての避難場所の整備ということだと思います。

初めに避難場所における避難環境の整備であります。現段階では地区集会施設等補助金

の活用によるトイレの洋式化やエアコンの設置などの改修を行っていただくようになります。補助金の上限はそれぞれありますが、区の集会施設であれば2分の1の補助、集落の集会施設であれば6分の1の補助を行っておりますので、ご活用をご検討いただきたいと思います。

また、防災用の備品については、それぞれの自主防災組織でニーズが異なるものと思っておりますので、今までのように町が防災用の備品などを一括で調達して、一律に各自主防災組織に配るということになると、区や自主防災組織によっては必要のないものが配られ、本来に必要なものが配られないということになりかねません。

避難所となる集会施設に通信機器、例えば先程議員おっしゃったとおり、北山田のようにいざというときのための連絡方法として、トランシーバーや固定電話を整備したい自主防災組織もあれば、水や食料品を備蓄したい自主防災組織もあると思います。また作業用の機械や器具を備えておきたいところなど、10月8日に開催された区長との意見交換会においても、それぞれ異なるニーズをお持ちであることを確認したところでございます。

そのようなことから新年度からにはなりますが、今までの各区への総合交付金に防災対策費分を加算して交付する予定でおります。大きな金額にはなりませんので、防災用備品や備蓄品を一度にそろえることは出来ないかもしれませんが、毎年、年度ごとの交付を考えておりますので、順次それぞれの自主防災組織、あるいは避難所で必要な備品、備蓄品などの整備をお願いしたいと思っております。

また、避難環境としての地区集会施設等補助金の活用を申し上げましたが、私としては自主防災組織の避難所の強化をするために当たってのトイレの洋式化や資機材等を保管する備蓄倉庫などの整備、その他もベッド、毛布、パーティションなどの避難生活に必要な備蓄品等の整備に要する費用について、新たな補助制度を新年度に創設したいと考えております。今までの地区集会施設等補助金の活用と併せ、ご活用願えればと思っております。

なお、自主防災組織と消防団との連携や自主防災組織と住民との連携については、それぞれの地域で、それぞれの地域に合った避難行動要支援者のための個別避難計画の作成をはじめとする連絡方法等について、自主防災組織を中心に協議、検討をお願いするものであります。

そして、各組織等との連携という点では、災害対策コーディネーターの皆さんもおられますので、ご相談いただきたいと思います。連絡調整役を担われる災害対策コーディネーターの養成講座については、既に広報12月号で案内をさせていただいていますが、令和7年2月に予定をしておるところでございます。

この災害対策コーディネーター養成講座については無料となっておりますので、是非多くの町民の方の参加をお願いするところでございます。各区長さんには直接のご案内もしておりますが、議員の皆様方からもお声がけをお願いしたいと考えております。

加えて、町では今後、自主防災組織を対象とした講習会や訓練を継続的に実施していくことを考えているところでございます。これは町内在住の防災士の方が中心となって活動しているむつざわ防災の会や睦沢町災害対策コーディネーター連絡会をはじめ、NPO法人となる千葉県防災士会や首都圏防災士連絡会などの協力もいただきながら、まずは自主防災組織としての避難体制や基本的な考え方についての講義などを行う予定でおります。

そのほかにも、実際の訓練や各自主防災組織からの要望があれば、地域に出向いていくことも含め、防災力の強化に努めて参りたいと考えております。

私としても、防災力の強化には力を入れる施策を取ってまいる所存でおりますので、議員各位におかれましても、ご理解、ご協力をお願いするものでございます。

3点目のグリーンラインについて、1、寺崎地先にグリーンラインのインターチェンジが出来る計画だが、その後を見据えた町の考えはのご質問にお答えいたします。

整備中の長生グリーンラインは、本町では寺崎の北川橋東側にインターチェンジが開設予定となっており、現在計画が進んでいる状況であります。本町では初となる国道であり、高規格道路でありますので、町としても大変期待している施設であります。

ご質問の、その後を見据えた町の考え、酪農団地等の活用のことですが、酪農団地は、当初8軒あった酪農家も現在は1軒のみとなっております。が、現在も事業を続けられております。民地でありますので町から今後の計画等についてあまり申し上げるところはありませんが、グリーンラインのインターチェンジも近くに整備されることもありますので、その動向について注視しているところであります。

議員ご承知のとおり、酪農団地については、農振農用地となっており、その活用については大きな制限があります。民間事業者で酪農団地の再開発を目的に地権者さんを回っておられることは町でも承知しておりますが、民間のこととなりますので、町としては、今のところ関与するところはありません。

しかしながら、遊休農地の活用を図り地域振興に資する取組については、地域活性化の観点から推進すべきと考えております。残った酪農家さんのことを第一に考えながら、今後の展開によっては、ご協力出来るところはしていかなければと考えておりますので、ご理解いただくよう宜しくお願いいたします。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（麻生安夫君） 米倉議員。

○11番（米倉英希君） それでは1回目の感染症等についての2回目の質問をさせていただきます。

先程ご答弁の中で、町としての感染症の疾病対策として、様々な予防対策を、接種を実施していると答弁の中であったんですが、今まで町のほうでやっていて、その効果がどれほどあったのか、またどんな実感があったのか、2回目の質問としてお伺いします。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 議員おっしゃるとおり、予防接種をすることにより、多くの方は免疫を獲得することが出来、個々の体質やワクチンの種類によって効果が得られる割合は異なりますが、獲得した免疫が薄れていくまでの期間も異なります。

なお、ワクチンを接種しても感染症等にかかることはありますが、社会全体で見ると、ワクチンの接種によって病気の発症や重症化予防の一定の効果があると捉えているところでございます。それは結果からも多分出ているところでございます。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 米倉議員。

○11番（米倉英希君） すみません、3回目の質問をさせていただきたいと思います。

その接種の中で、様々な疾病があると思いますが、带状疱疹のワクチン接種について、町内の方々から、ちょっと町のほうとしての助成はどうなっているのかと様々なところでお伺いしたところでありました。前、带状疱疹のワクチンの接種についての質問もありましたが、現在町として、带状疱疹ワクチンの接種について、今どのような進捗状況なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 带状疱疹のワクチンについては、日々状況、環境が変わっている状態でございます。近日の新聞等にも色々あったので、これは担当課長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（麻生安夫君） 小高健康保険課長。

○健康保険課長（小高俊一君） それでは、命によりお答えさせていただきます。

带状疱疹の発症を予防し、重症化や後遺症を防ぐことを目的に、带状疱疹予防接種費用の一部助成について、現在国では、新年度からの定期予防接種に向けて検討が進められており

ます。本町においても関係機関との協議を始めており、遅滞なく事業が実施出来るよう取り組んで参りますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（麻生安夫君） 米倉議員。

○11番（米倉英希君） ありがとうございます。

それでは、先程の防災についてはご答弁をいただきましたので、次のグリーンラインについての2回目の質問をさせていただきたいと思えます。

先程町長も申されましたとおり、初めての国道、高規格道路というところで、町内に来るところは大変皆さんにも期待が多く、物の流れであったり、人の流れというところに大きく期待をされる場所であると思えます。

またその寺崎のインターチェンジから、今の下之郷・寺崎線、あの太い道路ですね、そのところもかなり土地の利用であったり、これから農業者が衰退していくと田んぼが出来ない、そういったところが今後の時代の流れで来るのかなというふうに考えているところなんです。そのところも寺崎のインターチェンジが出来ることにより、今、上市場・関戸線のところも道路工事をしてありますが、その下之郷・寺崎線の通り沿いについても、例えば企業誘致であったり、様々なこの町の発展につながる一つの要素になる道路ではあるのかなと思うんですが、そのところ、町長としてどういうふうなお考えをしているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ありがとうございます。

先程酪農団地について申し上げましたが、下之郷・寺崎線沿いの農地についても農振農用地となっており、土地の活用については制限がかかります。先程の答弁と同じようになってしましますが、現在のところ町として開発計画は特に持ち得ておりません。

こちらについても成り行きに十分注意を払いながら、今のところ見守っていくということになると考えております。しかしながら、農振法の規制が企業誘致などの足かせになってはいけませんので、早期に農業振興地域整備計画の変更、いわゆる農振見直しについて検討するように、担当課のほうに指示を出したところでありますので、ご理解賜りますようお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（麻生安夫君） これで米倉英希議員の一般質問を終わります。

◇ 伊原邦雄君

○議長（麻生安夫君） 次に、7番、伊原邦雄議員の発言を許します。

伊原邦雄議員。

○7番（伊原邦雄君） 通告により質問いたします。

今回は庁舎前広場、役場の前の広場の整備についてお尋ねいたします。

隣接するみどりの広場、この活用が始まりました。今後も利用が多くなると考えられ、多く利用してほしいと思っています。

しかしながら、せんだってのイベントのときにちょっと感じたんですが、駐車場に関してはとても十分とは言えない状況であると思います。

そこで、役場前広場、庁舎前の構造物、色々あります。それから植栽されている樹木、これらを出るだけ撤去して、より広く活用出来るものにしてはいかかかなということがございます。これが出来ることによって一体となればみどりの広場と一体としての利用価値が高まるものと思われれます。

第1回目の質問でございます。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 伊原邦雄議員のご質問にお答えいたします。

庁舎前広場の整備についてのご質問ですが、以前、私が議員時代にも伊原議員から一般質問がされ、参考にしたいという答弁があったことを記憶しているところでございます。

再度のご質問ということで、確かにみどりの広場が出来たことにより、先日の農林商工祭りのような大きなイベントなどを行う際には利用者にご不便をかけている状況であります。

また、多くの参加者がある会議と住民健診などが重なった場合には、駐車スペースが不足し、庁舎前広場の通路にまで車が駐車されることもあるところでございます。私も、庁舎前の広場、駐車場は構造物や植樹帯が多く、駐車スペースが少ないことに加え、止めづらいように感じているところではございます。

庁舎建設当時は、町の花であるサツキを大きくアピールした設計によるもので、長い間町民や来庁者の目を楽しませていただいたものと思います。しかしながら、最近では、経年による雑草の繁茂やサツキの枯れが目立つようになっておりますので、今年から、職員による夏場の除草作業も回数を増やして対処しておりますが、追いついていないような状況まで来ております。

加えて、災害対策本部の設置場所は役場内であり、また農村環境改善センターは指定避難

所であり、みどりの広場は指定緊急避難場所になっていることから、災害時には駐車マスが多いにこしたことは言うまでもありません。

このように、災害時、またイベントや健診時などの住民に対するご不便、さらには管理に係る部分として職員の苦労など、総合的に考えますと、庁舎前駐車場の再整備は必要であると考えるところでございます。

仮に、構造物や植樹帯を撤去し、再整備を行い、車止めのない駐車場とした場合には、今の庁舎前の駐車升59台に比べ整備の方法、規模にもよりますが、少なくとも今より30台以上の駐車マスが取れるものと思われま。

私といたしましても非常に有効なご意見、ご提案であると感謝を申し上げるところでございますが、駐車場の再整備には大きな費用がかかることから、現在、中学校建設やほかの施設の老朽化への対応も控えている中での費用の捻出は非常に厳しいところでもあります。

一度にといいわけにはいきませんが、少しずつでも植樹帯の撤去を進めるなど、再整備の方向に向けた検討、準備を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、1回目とさせていただきます。

○議長（麻生安夫君） 伊原議員。

○7番（伊原邦雄君） 理解あるご答弁、本当にありがとうございます。

町長が申し上げたように、みどりの広場と庁舎前が一体となって利用出来れば、災害時の拠点として活用出来るのではないかと思います。

例えば消防関係、あるいは自衛隊の関係の車両が、やはり待機場所として利用出来る範囲が大きく拡大すると思われまので、予算の都合もあるでしょうけれども、これは徐々にやっていたらよろしいかと思っております。また緑は、我が町にとってはとてもたくさんあります。ときには邪魔になるほど緑はあるわけですので、役場前になくてもよろしいような気がいたします。

それと、大きな木はもし移動出来れば、広場のほうへ移植出来ればなと思っております。今、みどりの広場を使われる人たちにとって、子どもたちとかが日陰がない、夏暑いところ、要するに涼むところがないという意見もありますので、それは是非お願い出来ればなという感じがいたします。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ありがとうございます。

ご意見をいただいたところでありますが、財政のほうとまた中長期まではいかないと思

ますが、計画をしっかりと立てて、そこら辺、検討していきたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

以上であります。

○議長（麻生安夫君） 伊原議員。

○7番（伊原邦雄君） 質問というよりも提案に近いかもしれませんが、この隣接の庁舎前とみどりの広場の間に民家があります。当時、事業を始めるときとは地主さんの状況が変わっているのではないかと思います。ご協力いただけるならば、その間を道路と一体とすることにより、より有効な広場として利用出来るのではないかと思います。

何よりも、広さを確保して、効率のよいものにしていただけたらと思います。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 近隣の土地購入について進められたらということでございますが、ご意見として参考にさせていただきたいと思います。個人所有のご意見もあると思いますので、参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（麻生安夫君） これで、7番、伊原邦雄議員の一般質問を終わります。

◇ 島 貫 孝 君

○議長（麻生安夫君） 次に、4番、島貫 孝議員の発言を許します。

島貫議員。

○4番（島貫 孝君） それでは、通告に従って質問いたします。

私からはマイナ保険証について3点、伺います。

①令和6年12月2日から保険証が廃止になり、マイナ保険証に原則一体化されたが、町内での対応状況はどうか。

②、ひとり親家庭等医療費助成や、子ども医療費助成など、受給券の情報もマイナ保険証に一体化されるのか。

③、マイナンバーカードの紛失や個人情報の流出への不安などから利用者がマイナ保険証の利用登録を解除することは可能だと思いますが、登録解除の手続きは役場窓口で可能なのでしょうか。

以上3点について伺います。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、島貫 孝議員のご質問にお答えいたします。

マイナ保険証についてであります。議員もご存じのとおり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律により、令和6年12月2日から健康保険証が廃止となり、マイナ保険証を利用して医療機関を受診することになります。

町民が安心して医療を受けられる体制を整備することが求められておりますので、マイナ保険証の利活用について、町ホームページや広報紙への掲載、被保険者証交付時にリーフレットを同封して周知を図ってきたところであります。

議員ご質問の3点につきましては、住民対応や制度の内容確認となりますので、担当課長よりお答えさせていただきます。

○議長（麻生安夫君） 小高健康保険課長。

○健康保険課長（小高俊一君） それでは、命によりお答えさせていただきます。

本町における令和6年9月末現在のマイナンバーカードと健康保険証のひもづけ率ですが、国民健康保険、後期高齢者医療ともに被保険者の7割程度となっております。また、マイナ保険証の利用率については、国民健康保険は17%、後期高齢者医療は14%で、月を追うごとに利用件数及び利用率は増えている状況です。

初めに、1点目の町内での対応状況はどうかについてお答えいたします。

マイナンバーカードを健康保険証として利用出来るオンライン資格確認について、保険医療機関及び薬局においてシステム導入が原則として義務づけられており、本町においては、保険診療医院2機関、歯科医院2機関、調剤薬局2施設でマイナ保険証の利用が可能となっております。また、町内の鍼灸院1機関においても、医師の同意書があれば保険適用となり、マイナ保険証を利用出来ます。

次に、2点目のひとり親家庭等医療費助成、子ども医療費助成などの受給券の情報もマイナ保険証に一体化されるのかについてですが、国でマイナンバーカードの利活用促進に向けた取組の一つとして医療DX、デジタルトランスフォーメーションの推進があります。この工程表において、関係機関や行政機関等の間で必要な情報を安全に交換出来る情報連携機能を整備し、自治体システムの標準化の取組と連動しながら、介護保険、予防接種、母子保健、公費負担医療や地方単独の医療費助成などに係る情報を共有していくと整理しています。

国では、令和5年度から難病及び精神通院などの公費負担医療や、ひとり親家庭医療及び

子ども医療費などの地方単独の医療費助成について、マイナンバーカードを受給者証として利用し、医療機関で受診出来るようにする先行実施事業を展開しており、導入に向け準備を進めている段階でございます。

なお、全国的に運用を始める時期については、令和8年度以降と示されておりますので、事業実施の時期が来ましたなら遅滞なく対応出来るよう準備を進めて参ります。

次に、3点目のマイナンバーカードの紛失や、情報流出への不安等から、利用者がマイナ保険証の利用登録を解除することは可能だと思うが、登録解除の手続は役場窓口で可能かについてですが、マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請については、医療保険者にて対応することとなりますので、国民健康保険及び後期高齢者医療保険に加入している被保険者の解除手続は、役場健康保険課の窓口で対応いたします。

なお、登録解除に係る手続については町ホームページに掲載させていただき、周知をしているところです。また、解除申請受付後はマイナ保険証がなくても受診出来るよう資格確認書を交付するとともに、医療保険者の情報を収集している中間サーバーに解除の登録をいたします。

なお、自らマイナポータルにアクセスしひもづけを解除することは、出来ない仕組みとなっておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（麻生安夫君） 島貫議員。

○4番（島貫 孝君） それでは、一つ目から2回目の質問をさせていただきます。

少しずつマイナ保険証登録数、利用者数が伸びているようなので、大きなトラブルがなければこのまま進んでいくのかなと思います。始まってちょうど1週間なので、まだ情報は少ないと思うんですが、何かこの1週間で大きなトラブルとか報告はあるのでしょうか。

2点目、公費負担医療などについては、先々運用が一緒になるということなので、期待をしたいと思います。まだ先の話になると思いますし、詳しい手順は分からないと思うんですが、前回保険証の登録、口座情報の登録などのときに、窓口が混雑したりとか、職員の負担が増えたりとかあったと思うんですが、簡単な作業、先程マイナポータルで登録解除は出来ないということですが、今現在の保険証情報の登録はマイナポータルで可能だったと認識していますが、もしそのようになるようでしたら、高齢者とか要配慮者とか、スマホ等苦手な方は除きますが、自分で出来るところはなるべく自分でやってくださいという周知は進めていただいたほうが、みんな幸せになるのかなと思いますので、先の話になりますが、ご検討ください。

3点目、登録解除についてですが、説明承りました。

先程の話と少しかぶってしまうかもしれませんが、マイナ保険証を登録したときに、ポイントをいただいたと思うんですが、それに関しても返還の義務はないということで間違いないでしょうか。また、それが足かせになって登録を解除することをためらう人などがいるかいないか分かりませんが、その辺についても周知していただければと思います。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 小高健康保険課長。

○健康保険課長（小高俊一君） それでは、12月2日以降、保険証が廃止になって大きなトラブルはなかったのかという点についてでございますが、12月2日、3日と1週間過ぎたところですが、初日、2日目に関しては、1日20件程度の問合せのほうがございました。その問合せについては、親切に対応し、ご理解をいただいたところでございます。

なお、その後にやはり分かりづらかったりという点もありますので、町広報紙にデジタル庁が出しているQ&Aにリンクするような形で周知のほうを図ったところでございます。そこでホームページを見て確認していただければ分かると思うんですが、ただ高齢者になりますと、やはりホームページを見るより電話をかけて聞いてしまったほうが楽ではないかというところもありますので、その電話対応については親切に取り組んでいるところでございます。

また登録解除のポイントについては、ポイントの返還義務はないというふうに認識のほうはしております。また窓口に登録解除をしたいという住民の方、被保険者の方が来ましたら、親切に対応のほう、させていただきたいというふうに考えております。

またひもづけが出来ているのかどうか分からないという点も、問合せがございましたので、そちらのほうは暗証番号を忘れてしまったという住民の方が来る場合がございますので、そこら辺についても関係課と協力しながら親切に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（麻生安夫君） 島貫議員。

○4番（島貫 孝君） 今後の説明、承知いたしました。

この問合せなどは使えるのか使えないのかということがメインだとは思いますが、マイナ保険証を使わない人は多分この先ずっと使わないと思いますし、資格確認書で問題ないんだよということを広く周知していただければ、選択的に出来ると思いますので、その辺をま

た詳しくよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 小高課長。

○健康保険課長（小高俊一君） ご質問なんですけれども、マイナ保険証を所有している、所有していないにかかわらず、被保険者の方が混乱なく医療機関を受けられるよう、町広報紙やホームページを活用して制度の周知を図らせていただきますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（麻生安夫君） これで、4番、島貫 孝議員の一般質問を終わります。

◇ 三 橋 優 一 君

○議長（麻生安夫君） 次に、2番、三橋優一議員の発言を許します。

三橋議員。

○2番（三橋優一君） それでは通告に沿いまして、一般質問をさせていただきます。

大項目の1といたしまして、主権者教育について伺います。

2015年、選挙権年齢が18歳に引き下げられ、翌年文部科学省の主権者教育の推進に関する検討チームの中間まとめにおいて、主権者教育は単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことが出来る力を身につけさせることとされ、その後、関係機関への周知、主権者教育実施状況調査を得て、各学校の優れた取組について調査研究したものを公表されました。

その後、先程の中間まとめはもとより、地域の愛着や誇りを持ち、ふるさとに根づく子どもたちを育てるなど、関係機関が協力して取り組んでいけるよう促していきたいと示されました。

そこで選挙権年齢が18歳に引き下げられて以降、睦沢中学校では生徒にどのような主権者教育を行ってきたか伺います。

続きまして大項目の2、草刈りについて伺います。

町は町道や河川の草刈り等、住民の共同作業負担軽減のため、ラジコン式草刈り機を購入し、7月と10月、講習会を開催し、現在区単位で貸出しをしていますが、落水、故障や破損時の保険や補償、事故やけがの保険等についてどのようになっているか伺います。

そして各区への貸出状況と、実際に使った方、また使用を検討している方から寄せられた

要望や意見等、またそれらを踏まえて変更したことや改善が決まっていること、改善しているかと思っていることがあれば伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 三橋優一議員のご質問にお答えをします。

私からは、2、草刈りについてお答えし、1、主権者教育については、教育長からお答えさせていただきます。

初めに、草刈りについてであります。町では、地域の共同作業による草刈りに対し、労力の負担軽減と作業の効率化を図ることを目的に、ラジコン式草刈り機を購入し、各区を対象に貸出しを始めたところでございます。

まず、ご質問のありました物損事故、人身事故に関わる保険の加入状況でございますが、町では、ラジコン式草刈り機の貸出し中に発生した不慮の事故による破損や落水等に対し、区の負担を軽減させるため、財産補償保険には加入しております。しかし、人損に対する保険については、区で共同作業に際して加入している保険にて対応してもらいたいため、町では加入しておりません。

次に、これまでの貸出し状況、使用日数でございますが、今年8月から貸出しを開始し、11月末日までにおいて、森区、下之郷区、川島区、上市場区の4区に対し、4か月間で合計12回、使用日数では34日間の貸出しを行いました。また、その他にも予約の入っていない空き日において、職員が町の管理用地の草刈りを行う際に使用している実績もございます。

次に、これまで実施してきた中で、町民から寄せられた意見とその改善対策等についてですが、一つ目として、個人所有の遊休農地等の草刈りに使用したいとの意見が数件ありました。この件については、当初の貸出し目的が、公共用地の草刈りの軽労化・効率化であり、台数にも制限がありますので、個人所有地の草刈りに対しての貸出しを行う予定はございません。

二つ目として、貸出し期間は要綱により3日以内と制限しているため貸出し期間を延ばしてもらいたいとの意見もいただいております。このご意見に対しては、各区における草刈り作業の日程が、週末の休日に重なることが多いことから、長期の独占使用は避け、より多くの区に使用してもらいたい理由により3日以内に制限しての運用であります。しかし今後は、使用者の意見等も聞いた中で、貸出し期間を延ばせるかの検討は行っていきたいと思っております。

ラジコンの草刈り機の貸出しを開始してから4か月が経過し、課題等も見えてきましたので、使用者の意見等も聞きながら、さらに使いやすい、適切な運用となるように努めていきたいと思っておりますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

私からは以上であります。

次に、主権者教育について教育長からお答えさせていただきます。

○議長（麻生安夫君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） 三橋優一議員のご質問にお答えいたします。

1、主権者教育について、①選挙権年齢が18歳に引き下げられて以降、中学校では生徒にどのような主権者教育を行ってきたのかについてですが、三橋議員の言われるように、文部科学省では、主権者教育とは、政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携、協働しながら、社会を生き抜く力や、地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことが出来る力を身につけさせることを目的とした教育であると定義しています。

文部科学省から令和4年度に小・中学校向け主権者教育指導資料、「主権者として求められる力」を子供たちに育むために」が作成、公開されました。

この指導資料には、平成24年度に公示された学習指導要領の下、小学校・中学校の段階から、子どもたちに主権者として必要な資質、能力を身につけていくことの重要性が書かれており、この中で、中学校における主権者教育の具体的内容として、法や決まりについては社会科や道徳、政治や経済については社会科と技術家庭科、自発的・自治的な活動として、学級活動、生徒会活動、学校行事などの特別活動において、さらに総合的な学習の時間において、地域素材を生かしながら、地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動に取り組むように示されています。

睦沢中学校では、これらを踏まえ、社会科を中心に教科横断的な授業を通して、法律や政治、経済の仕組みなどを学び、知識や技能を培い、さらにはその学んだ内容を生かして何が出来ようになるかを意識させるため、総合的な学習の時間において身近な地域素材を生かし、課題やその課題解決に向けた指導を行っております。

また、学級活動や生徒会活動、職場体験、中学生ボランティア活動などを通して、積極的な社会参画を促し、自発的、自治的な活動も行っており、これらは主権者教育につながっていると考えます。

ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） 三橋優一議員。

○2番（三橋優一君） 主権者教育についてということで再質問をさせていただきます。

様々な教育が行われていましたことを理解したところでございます。

過去に睦沢町では2014年2月に町制施行30周年記念事業として、小学生、中学生を対象に、町議場で子ども議会を開催、また2017年11月に中学生を対象とし、中学校体育館にて中学生議会が開催されました。中学生議会と呼ばれる模擬議会を開催し、実際に町長や教育長、各担当課長に質問する経験は、机の上だけでは得られない非常に有意義のあることだと考えます。

また、町でどのような計画があり、どのようなことを進めようとしているのか、議員がどのような活動をしているのか、質問に向けて、町にどのような課題があるかなどを調べ、考え、調べることで政治への関心や自分たちの町を今以上に知り、地域への愛着や誇りを持ち、ふるさとに根づく子どもたちを育てるきっかけになるのではと考えますが、中学生議会の再開について考えを伺います。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） 三橋議員の2回目のご質問、中学生議会についてお答えさせていただきます。

睦沢中学校では、学校行事の企画や運営、生徒の意見収集と反映、学校環境の改善などを行う生徒会活動というものがあります。これは、学校運営の一部に生徒自ら参画し、身近な課題や問題を生徒同士で話し合い、意見を取りまとめ、その改善に向け学校側と折衝するような取組です。

そして、この生徒会役員になるには選挙があり、実際に責任者をつけ、全校生徒の前での立会演説から投票までを行っており、このプロセスは、生徒が民主主義やリーダーシップの基本を学び、体験、実践する場となっています。

そして、生徒会活動の成果の一例を申し上げます、今年の生徒総会の会場で、生徒から、コロナ前は実施していたランチルームでの全校給食再開の提案があり、生徒会が中心となり、生徒アンケートや学校との調整を行い、後期から睦沢中ランチルームでの全校給食が再開されました。

中学生議会とは直接関係はないんですけれども、そういったような活動をしているということと、今、三橋議員のご質問にありました中学生議会も、そこに参加する生徒や関係者に

は、大変よい経験になることは私も理解出来ます。

しかし学校において現在の多忙な生徒の状況から、行事の精選なども進めている中、新たな行事として加えることは、生徒のさらなる負担となることや、そこに協力や支援を行う関係者のご苦勞などを総合的に考えますと、学校における教育課程の最終判断は校長となりますが、私が考えると、現時点においての実施は難しいかなというふうに感じております。

ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） 三橋優一議員。

○2番（三橋優一君） 現状は理解したところでございます。

それでは草刈りのほうにつきまして再質問のほう、させていただきたいと思います。

落水時の保険は加入済みということで、事故やけがの場合は、各区が加入する保険で対応と、また機械の故障や破損があった場合、通常費用は保険の対象ということで、使用者に過失があれば区が負担するのかなと思うところであります。

また使用したい場所は平らなところよりも、ある程度傾斜があるところに使いたいため、機械の転倒や落水の心配などは消えません。転倒による金銭的負担、また落水は保険が適用されるとしても、そのラジコン式草刈り機は現在町に1台しかないため、その間他の区が借りることも出来なくなりまして、使用出来ない、迷惑をかけるという思いもありまして、講習会を受けても、使用に当たり不安も多いのかなと思っております。

町でオペレーター、機械を操作する方を養成して、作業をしてもらってはどうかという声も聞かれてきているところでございます。今以上に精神的、また肉体的に負担を減らすために、町でオペレーターを養成しまして作業を行う考えがあるのか、伺いたいと思います。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは2回目のご質問にお答えさせていただきます。

ラジコン式草刈り機は、高齢化や人口減少などにより、地域の共同作業による草刈りが、重荷となっているとの声が寄せられましたので、作業労力の負担軽減と効率性につながればと考え、共同作業を支援するために貸出しを始めたところでございます。

町が主体的に草刈りを実施するために購入したものではないことから、まずもって町でオペレーターを養成して作業していく考えは今のところございません。機械の転倒や落水による破損の心配により、使用に踏み切れない実情があるのであれば、しっかりと基本操作を覚えて慣れてもらうための講習会を、今後も開催することは可能でありますので、必要に応じて対応させていただきたいと考えております。

町の健全財政を維持しながら、地域の環境保全に努めていくには、地域の皆様の共同の作業なくしては成し得ませんので、町も出来る限りの支援はさせていただきますが、引き続きご協力、ご理解をお願いをすることでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（麻生安夫君） 三橋議員。

○2番（三橋優一君） それでは、オペレーターの件、現状は理解させていただきましたが、これにつきましては、また引き続き議論のほうをさせていただきたいなと思っておるところでございます。

それでは最後の質問になります。

回答をいただいた中で、講習会を増やしていくとか、貸出し日数、これを増やしていくと。これらについて検討すると、そうなった場合、1台では足りないという事態も起きてくるのかなと思っております。

また今後ますます高齢化が進み、人手不足が否めない状況でもあります。将来を見据えても、最新技術が取り入れられたラジコン式草刈り機は、ますます需要が高まると思います。台数を増やしてもらえれば各区への貸出し日が重なることがなくなり、また借りたいときに借りられるようになる体制が整えられると思いますが、今後町では台数を増やす考えはあるのか伺いたいと思います。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ラジコンの草刈り機は、とても非常に高価なものであり、さらに刈刃の交換であったりとか、オイル交換等のランニングコストもかかっているところでございます。

また、現時点で予約が取りづらい状況でもないところでございますので、もう1台増やす考えは今のところございません。が、まだ貸出しをして4か月しかたっていないところでもありますので、今後年間を通しての貸出し状況等を確認して費用対効果等を鑑みながら、1台では足りないという事態になった時点で、購入の検討に入りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（麻生安夫君） これで、2番、三橋優一議員の一般質問を終わります。

ここで10時30分まで休憩といたします。

(午前10時15分)

○議長（麻生安夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時30分）

◇ 松 島 和 子 君

○議長（麻生安夫君） 一般質問を続けます。

次に、3番、松島和子議員の発言を許します。

松島議員。

○3番（松島和子君） 日本共産党と町民を代表して質問させていただきます。

まず初めに、不登校児童・生徒の対応についてお伺いいたします。

10月31日、2023年全国の小・中学校で不登校だった児童・生徒が34万6,482人で過去最高を更新したと文部科学省から発表されました。高校も過去最高で、小・中・高合わせて41万5,252人に上っています。小・中学校の不登校は11年連続増で、文部科学省はこの背景には新型コロナウイルスの感染拡大で生活リズムが乱れたことによる登校意欲の低下や、休養の必要性について保護者の意識が変化したこと。また、特別な配慮が必要な子どもへの学校側の支援が不十分なことがあると分析しています。

不登校の主な理由は、学校生活にやる気が出ないが32.2%、不安、抑鬱が23.1%と続き、家族の生活スタイルの変化やユーチューブやゲーム、SNSなど夜遅くまで起きていては朝起きられないなど、子どもの生活リズムが乱れてしまった、お友達との関係づくりがうまく出来なかった、いじめやトラブルなどで嫌な思いをしてしまったなどなど挙げられています。

また、文部科学省の発表では、通常学級に在籍する発達に心配があったり、配慮が必要だったりするお子さんは8.8%という発表もあり、私が6年位前に仕事をしていたときには6%前後と言われていたのに、もう五、六年でまた8%というふうに増えている。学校以外にもやるが大変多い先生方には大きな負担になっていることと思います。

今学校には、先生を増やし、ゆとりを持って子どもたちに向かい合い、細やかな気遣いや対応が出来るような体制づくりや、競争や管理の教育を見直し、学ぶ楽しさや色々な体験が出来る体制づくりこそ求められていると思います。学校を安心して楽しく通える場所にしていくことが、この問題の一番の解決方法だと言えるのではないのでしょうか。

さて、睦沢町のことを考えてみたいと思います。

今睦沢町の不登校や行き渋りのお子さんの状況はどうなっているのでしょうか。全国と同様、増えている傾向にあるのでしょうか。また、不登校に対して教育委員会や町としては、

どのように考えていらっしゃるのでしょうか。まずお聞きしたいと思います。

私は、睦沢町のお子さんには、学校でたくさん楽しい経験や学びを体験してほしい。この町で子どもたちがいいお友達や思い出をたくさんつくってほしいと思います。ちょっと学校に行きづらい、教室に入りづらい、この授業はちょっとつらいというお子さんも休み休みしながらも行ける場所があることが大切だと思います。

その一つのステップとして、睦沢町の睦沢小学校にはひだまりという教室があるというのは、大変素晴らしい取組だと思います。近隣にちょっと聞いてみても、あまりない取組だということで、本当に睦沢町頑張っているなというふうに思っております。

文部科学省でも23年から不登校対策プランを打ち出し、居場所づくりや相談支援体制を充実を進めています。その中に校内教育支援センターという取組も入っています。そこまでいかないかもしれませんが、その一つになっているのではないかなというふうにも思います。

学校は、これから生きていくための力をつけていく場所です。家族以外の人と人間関係を広げ、付き合い方を学ぶ場所です。一番大きく成長出来る小・中学校の時代だからこそ、学校に毎日通い、リズムある暮らしを習慣づけることも大変大切なことなのではないかと思います。

そう考えると、ひだまりが月と水だけというのはちょっと足りないのではないかと思います。利用しているお母さん方からも、もっと増やしてほしいという要望が出ていますが、今後増やすつもりはありますか。また、中学校にもそういう場所を設けてほしいという声もありますが、町としてはどのようにお考えですか。質問いたします。

2番目として、介護保険など高齢者福祉の充実について質問させていただきます。

介護保険は、高齢者の暮らしを社会みんなで支える制度ということで導入され、家族の方のみに負担を背負わすことのないよう、ケアの社会化を目指す制度であるということは言うまでもありません。

全国的な傾向ではありますが、睦沢町においても同様に核家族化が進み、また、家族がいても、現役世代は皆さんが働いていて、家族の介護力も減ってきている現状においては、介護保険を軸とした老人介護制度の充実がますます求められています。

しかし、この間、国は大軍拡を進める一方で、高齢者医療や介護などの社会保障費を削減し、介護保険の利用者負担増と給付削減を進めています。3年に一度行われる介護報酬の改定では、今年4月より訪問介護の基本報酬が引き下げられました。

あわせて、指定居宅サービス等の基準が見直され、指定居宅介護支援事業所のケアマネジャーの取扱件数が35から44に増えました。東京商工リサーチの公表によると、今年1月から10月の老人介護事業所の倒産件数は、これまでの年間最多を既に上回った145件で、訪問介護は過去最多の72件の半数を占めたということです。睦沢町もまさにその真ただ中にあると言えます。

町民の皆さんからは、コロナのときに睦沢園へのデイサービスがなくなって、この8月に長南のザイクスヒルズのデイサービスもなくなったとか、9月に長生村のだるまさんも訪問介護をやめた、社協もずっと前にやめて、町に唯一あるこだまさんも新しい人はもうやらない、遠いところはもうやらないと言っているとか、自分の腰が痛くて動けないのに要支援のお父さんのケアマネやヘルパーがなかなか見つからなかったとか、私たちが必要になったとき、睦沢町や近隣で使えるところは見つけれられるのか心配だという介護に関する心配の声色々聞かれました。

高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画を見ますと、将来人口推移において、高齢者人口は大体42%前後と大きくは変わりませんが、介護がより必要になる後期高齢者の割合が令和6年度では57.5%から、令和8年度では61.2%に増える見通しが出されています。

また、令和4年12月に行われた健康とくらしの調査の結果を見ると、独り暮らしの方は男性が12.2%、女性が16.6%、高齢者夫婦2人暮らしの方は男性が42.8%、女性が37.8%となっていて、何かあったら介護保険など何らかの支援がすぐに必要になる方が、今後多数出てくることが予測されます。

しかし、本町においては、訪問介護を行っている事業所は1箇所、日中通所出来るところはデイケアが1箇所とデイサービスが1箇所しかないということですが、近隣の市町村の事業所を含めてサービスを必要としている方が利用出来る事業所はどれ位ありますか。皆さん、十分に利用は出来ているのでしょうか。お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、松島和子議員のご質問にお答えをいたします。

私から、2、介護保険など高齢者支援についてをお答えし、1の不登校の児童・生徒への対応については教育長からお答えをさせていただきます。

介護保険など高齢者支援についてであります。令和6年度は、令和8年度までの3か年を計画期間とした第9期介護保険事業計画の初年度となり、本町においては介護保険料の見直しを行っています。また、国では人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、地域包括ケア

システムの深化・推進、自立支援・重度化防止に向けた対応、良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり、制度の安定性・持続可能性の確保を基本的な視点として介護報酬が改定されております。改定率については、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、サービスごとの経営状況の違いも踏まえためり張りのある対応を行うことで、全体で1.59%の増となっています。

しかしながら、近年経済情勢の変化に伴い、物価高騰や他業種の賃金引上げが進んでおり、介護分野からの人材流出も見られ、今後は現役世代の減少が急速に進むことが想定されており、良質な介護サービスを確保しつつ、人材不足に対応していくことが喫緊の課題となっております。議員のおっしゃるとおり、県内の介護保険事業所においては、本年4月以降に職員の確保が困難または経営状況の悪化などにより、訪問介護事業所や通所介護事業所が廃止となっております。幸い本町においては、4月以降に廃止した事業所はございません。

現在睦沢町に所在する訪問介護事業所は1事業所で、通所でサービスを受けられる事業所は、地域密着型介護サービスとして通所介護を提供している1事業所と、通所リハビリを提供している1事業所の2事業所となっております。なお、通所リハビリを提供している事業所では、訪問リハビリの介護サービスの提供も行っております。

ご質問の現在本町の方が利用している事業所はどれ位あるのかについてですが、睦沢町の被保険者が利用している介護サービス事業所の数ですが、居宅で受けられる主なサービスを見ますと、本年9月実績では、訪問介護のサービス利用件数は44名で19事業所、通所介護サービス利用者は36名で15事業所、通所リハビリのサービス利用者は52人で8事業所となっております。

また、居宅サービスを利用するには、ケアマネジャーが作成するケアプランが必要となり、居宅介護支援のサービス利用者は163人で29事業所となっております。なお、主に茂原市を含む長生郡市内や夷隅郡市に所在する事業所となっており、要介護認定者が希望する必要な介護サービスを受けられていると捉えております。

私からは以上であります。

次に、不登校の児童・生徒の対応については、教育長からお答えをさせていただきます。

○議長（麻生安夫君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） 松島和子議員のご質問にお答えいたします。

1、不登校の児童・生徒への対応について。

①小学校にあるひだまり教室の回数を増やすこと。中学校にそのようなスペースをつくる

考えがあるかについてですが、現在本町の小・中学校における長欠児童・生徒数は、年によって前後はあるものの20名前後で推移をしております。長欠児童・生徒の理由は様々ありますが、教育委員会も教員も皆学校に来てほしい、そして、学校生活を楽しんでほしいという気持ちでおります。

ご質問のひだまりですが、始まった当初は学校に行くきっかけづくりや学校や学級になじめない児童の居場所や休憩場所、その保護者の子育て支援の一端として始めました。フリースクールなどと違い、決まったカリキュラムは持たず、現在は休み明けの学校に行きづらい月曜日の8時30分から12時半までと、ちょうど疲れが出てくると思われる水曜日の10時から12時半までに放課後児童クラブの部屋を使いまして、限られた教育支援員のご協力により運営を行っている状況であります。

また、ひだまりのコンセプトは、学校や学級への復帰を前提に支援を行っているものであり、回数を増やすことが弊害につながる可能性もあります。そのようなことを総合的に考えますと、現時点で回数を増やすのは難しいと考えます。

そして、中学校にも同様の取組をとることでございますが、中学校ではご存じのとおり教科担任制を取っており、小学校とは違い、授業を持たない、いわゆる空き時間の教員が職員室には必ずおります。その教員が空いている部屋において、その都度臨機応変な対応を行っております。また、学校に来られない生徒には、担任が一定の周期で近況などを電話や家庭訪問により行っておりますことから、中学校にそのようなスペースを設ける考えは現時点ではございません。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） 松島議員。

○3番（松島和子君） ご答弁ありがとうございました。

ひだまりには、月と水に来ているお子さんたちは、ほかの曜日は学校に来ることが出来るのでしょうか。そこら辺で先程言ったように、本当に毎日毎日登校するということが、そういう習慣をつけていくということが、やっぱりこれから生きていく上での頭の体力、心の体力にもなっていくと思いますので、その方たちがひだまり以外のところでも学校に来られて、コンタクトに来られているのであれば、それはそれでいいのかな、ちょっと休むという形でいいのかなと思いますけれども、もしそうでないのであれば、やっぱり出来るだけ学校に来られるような方策を、是非今後考えていただきたいなというふうに私は思います。

また、支援者がいないということであるのなら、支援者の要件等、やっぱり検討していただいて、町全体で町の子どもは育てていく、そういうふうを考えて、色々な人に手伝っても

らって、そういう場をつくってあげたいのではないかなというふうに考えますので、月と水以外はまだ考えていないということですが、今後に向けて是非考えていただきたいと思います。

私も出来るだけ学校で学んでほしいなというふうに思うんですけども、しかし、やっぱり聴覚とか視覚、感覚過敏で大人数の学級とか広い教室が苦手とか、発達に特性があり、配慮した対応が必要なお子さんもいるわけで、特別支援教育的なアプローチが必要な場合もあることがだんだん分かってきているような気がします。

そう考えたときに、教育基本法の教育の目的が人格の形成を目指すということであるなら、不登校状態にあるお子さんが、将来希望を持って生きていけるような多様な学び方も、また考えていかなければいけないのかなというふうに思います。

今学校に通わなくてもSNSなどを通じて学習したり、先生とつながったりして心の支えにして学習を進めているというようなシステムもやっているところも出てきているようですが、睦沢町では、どのような感じで進めているのか教えてください。

また、学校以外に親子が相談出来る窓口、フリースクールなどお子さんが学校以外の場で多様な経験や学びが出来る場など、睦沢町の近隣にはあるのでしょうか。そういうところを利用していらっしゃるお子さんたちも睦沢町の大切なお子さんだと思います。そうしたお子さんの実態把握とか、利用している機関との連携とか、そういうことは出来ているのでしょうか。

そんなところを2回目に質問させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（麻生安夫君） 鶴澤教育長。

○教育長（鶴澤 智君） 松島議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、ひだまりがあることによって助かっている子どもがいるのもっと増やしたほうがいいんじゃないかということ、再度、今言われたかなと思うんですが、基本的に、今通っている多くの子どもたちは、授業に出ていて途中で疲れちゃうとひだまりに来て、1時間、2時間違うことをやって、息抜きといいますか、ストレス等を発散して、そしてまた教室に戻っていくというような子どもが多いです。

または、直接教室に行けなくて、朝ひだまりに来て、ひだまりから今度はひだまりでエネルギーを蓄えて教室に行くというような子どもがおります。中には、ひだまりに来て、そのまま今日はもう教室には行かないと言って帰ってしまう、親が迎えに来て帰ってしまう子どももいますけれども、そういうふうにやらずとひだまりにいて、ここにいればいいんだよと言ったら、なかなか帰れなくなるということもありますので、教室とのつながりをなくさな

いようにしながら、今出来るだけみんな、ほかの子どもたちと一緒に教室で学べるように、復帰出来るようにというようなところで、ひだまりを今運営しているというところがありますので、ご理解いただければなというふうに思います。

それから、子どもや親が相談出来る窓口、それからフリースペースや学校復帰を前提としない公的支援を行える場所などは近隣にあるか、連携はどうなっているかについてお答えをさせていただきます。

公的な機関として相談出来る窓口については、相談実績のある東上総教育事務所相談室、千葉県の教育委員会指定の訪問相談担当教員、それから東上総教育事務所所属のスクールソーシャルワーカーなどがあります。

相談の方法としては、東上総の相談室であれば、保護者が直接訪問相談員や、直接電話をして連絡を取れば、時間や何かの設定をして面談が出来ます。それから、訪問相談員やスクールソーシャルワーカーは学校を通して相談することになります。

それから、公的支援を受けられる施設としましては、今現在茂原市のほうでやっています適応指導教室、通称フレンドルームというものがありますが、この適応指導教室は、在籍校への復帰を出来るように支援を行います。料金は全額町が負担をしております。通年を通して受入れをしております。うちの町からも何人かお世話になっております。

それから、利用の方法は、本人の意思や保護者の要望を学校が受けまして、教育委員会に連絡、それから教育委員会が茂原市の教育委員会へ依頼をしまして、その後見学であるとか、体験を通じて通所が開始される流れになります。

また、通信環境は必要ですけれども、令和6年度になりまして、千葉県教育委員会がオンライン授業配信、エデュオプちばというものを開始しました。これはオンラインによる双方向型の授業で、国語、社会、数学、理科、英語の5教科を、長期休業中を除く平日にリアルタイムで行っています。要するに、普通の学校が授業のある時間帯に行っております。

昨今不登校児童・生徒の増加を受けて、民間企業によるフリースペースのようなものも増えておりますが、実績やそのカリキュラムなど見えない部分も多いことから、教育委員会が実態等を把握している受入れ施設以外は積極的な案内は行っておりません。

私からは以上でございます。

○議長（麻生安夫君） 松島議員。

○3番（松島和子君） ありがとうございます。

本当に先生方とのつながりを切らない形を取るということは、本当に大事なことはない

かなと思います。自分のことをやっぱり心配してくれている、自分のことを見守ってくれている先生がいるというのは、とても安心感だと思いますので、それ自体はとてもいいことだと思いますけれども、また状況を見ながら、変化を見ながら、どんどん対応を考えていっていただきたいなというふうに思います。

3回目の質問は、今は多様性がある程度認められているとはいえ、我が子が学校に行けないというのは、本当にお母さんたち、お父さんたちにとっては、本当につらいことだと思います。くじけそうになることもあると思います。そんな保護者の不安な気持ちは、子どもに大きな影響を与えていると思います。保護者の心の安定というところでは、色々な相談が出来る学校というのが一番の基になると思いますけれども、専門機関とともに同じ経験をしたお母さん同士の経験交流というのも、本当に心強いんじゃないかなというふうに思います。それが大きな役割を果たしていると思います。

今、ひだまりに通うお母さん方を中心に交流会を行っているということは、教育委員会や町長もご存じだとは思いますが。

今後、そういうお母さん方の思いやご要望を聞く機会を持つことは考えていますでしょうか。また、お母さん方が今後交流会や研修会をするときなど、町としても、例えば場の提供とか、こんな会がありますよという広報とか、そういう支援をしていくつもりはありますでしょうか。

やっぱり教育委員会の思いというのはとても強いし、本当によくやったださっているというふうには思いますけれども、お母さんたちがやっぱりもうちょっとひだまりを増やしてほしいとか、様々な思いを抱えていると思いますので、そういう声に応える、それこそ双方向のやり取りという中で、やっぱり睦沢町の教育というのも考えていく必要があると思うので、そこら辺はどんなふう考えているかということをお教えいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（麻生安夫君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） それでは、松島議員の3回目の質問、親の会の集まれる場所や広報、研修などに公的支援はというようなことについて、お答えをさせていただきます。

子どもの教育には、家庭教育に代表されるような親の子どもに対する教育は絶大であるというふうに思います。そして、その力が学校教育と両輪になり実践出来れば、さらに子どもを育てる上で非常に高まるというふうに考えます。

そのようなことから、その親の会であるとか、親の経験の交流の場、そういったものを

その支援に対して、必要があれば協力をしていきたい考えは十分でございます。

しかしながら、そういった支援を行う際は、その団体の目的や活動内容、それから、これまでの実績等を鑑みまして、行う必要があるかなというふうに思います。そのようなことから支援の確約は出来ませんが、そういったような団体があれば気兼ねなく相談に来ていただければというふうに考えております。ご理解をいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（麻生安夫君） 町長。

○町長（田中憲一君） ひだまりをもともと始めたときも、町民の方の、保護者の方のご意見を聞いた中で、こういう場があったらいいだろうということで、即対応した状況でございます。町民の声をしっかりと受け止め、また保護者、子どもの居場所づくり等々、しっかりと求められるものがあるのであれば対応していきたいということで考えております。

しかしながら、先程教育長から話があったとおり、全てを開いてしまったら、その居場所が、学校に戻らなくていいという場所にならないように調整を取りながら、しっかり耳を傾けてやっていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 松島議員。

○3番（松島和子君） 教育長、町長からも力強い答弁ありがとうございました。これからもよろしくお願いたします。

次に、介護保険など高齢者福祉の充実についての2回目の質問をしたいと思っております。

なかなかケアマネさんが見つからないとか、回数が制限されたりとか、車椅子の方は利用出来ないと断られたりとか、希望する曜日にヘルパーさんに来てもらえないなど、事業所が少ないと利用者が選ぶのは難しい状況にあるということが現在はあるようですので、是非今後とも状況をしっかり見ていっていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いたします。

そして2回目の質問として、この厳しい状況の中で、健康に留意して出来るだけ元気に過ごすということを、町を挙げて大切にしていかなきゃいけないなというのを、改めて事業所が少ないという中では感じる事なんですけれども、そのためにも介護保険以外に介護予防サービスや地域支援事業の役割はとても大きいのではないかなというふうに思います。

睦沢町でも、社会福祉協議会や包括支援センター、健康保険課やふれあいスポーツクラブや地域の事業所が協力して認知症カフェや介護予防、生きがいつくりなど、様々な事業をや

っていただいているということは承知しております。

今回もふくしまルシェとか開いて、本当にいろんな方々が生き生きと活動されている様子を見させていただいて、本当に町を挙げていい取組だなというふうに思った次第です。

そして今年度は新しく理学療法士さんに来ていただいて3Cプログラムという、単なる介護予防だけでなく参加者自身が暮らしを楽しむ体の使い方を学ぶ教室というのもやっただいて、そして卒業した方が自分も今度は何かの役に立ちたいということを行っているからということで、ちょこっとボランティアにつなげましたなんていう話も聞いたりして、本当にいい取組だと思います。

また、健康マージャンクラブでは、頭を使い、人と交流して認知症を予防するクラブということで大盛況で、クラスを増やすなんていう話も聞いています。本当に創意工夫された事業をたくさんやっていると思います。

人は一番大切な資源だと思います。睦沢町のように高齢化した町では、若い人を雇うというのは大変厳しいかと思えますけれども、元気なお年寄りがそういうところで活躍して、お互いに助け合い、自分が今度は困ったときには助けてもらうような、そういう人の流れというのをつくっていくことは、本当に大切だと思います。

その要となっているのが、生活支援コーディネーターさんが要の一つになっているのではないかと思います。お話を聞きましたら、色々な事業に参加して知り合いになって、いざ困ったことがあったら、あの人なら相談してみたいと思っていただけるように努めていますというお話をしていました。そして実際に私が関わったケースでも、困ったことがあったら包括支援センターのほうにつなげていただいて、本当にその方も助かったというふうにおっしゃっていました。本当に小さい町ならではの心の通った連携だなというふうに思いました。

今年度2名体制にして3Cプログラムに対応していただいたということですがけれども、お一人が産休に入るとということで、引き続きこの体制でいけるように、人的なとか、財政的な支援を町のほうでも是非続けてやっていただきたいなというふうに思っています。

あともう一つ、現在社会福祉協議会のケアマネジャーさんはお一人になってしまったということで、初めに言いましたけれども、今年度からケアマネジャーさんのお一人で持てる人数が35名から44名に変更された。それだけでも負担はとて大きくなったのに、計画の件数を数えるときに、要支援の方の3名分の計画が要介護の方の1名分の計画に匹敵するというところで、3名分やらないと1名分にならないということで、民間の事業所ではなかなかそれを引き受けてくださるところが少なくなってきたということで……

○議長（麻生安夫君） 松島さん、質疑やってくれない。一般質問ですので。

○3番（松島和子君） はい、分かりました。今。

サービスを使うのに使えない。そういうような状況も、計画がなくて使えないというような状況も出ているということです。本当であれば、要支援のうちにしっかりサービスしておけば、要介護までの時間が長引くわけですから、そこをしっかりとやっていかないといけないというふうに思います。そのためには、それを担っていただけるケアマネジャーさんは、とても必要なものです。

社会福祉協議会のケアマネジャーを2人体制にして、責任持って町民の対応に当たっていただきたい。そのように町も動いてほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。福祉の担い手である専門医を確保出来るように、町は財政的支援や環境整備を進めていただきたいと思いますが、町はどうお考えでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは2回目のご質問、それこそ要支援の介護予防事業ですとか、地域支援事業の担い手であるケアマネであったりとか、生活支援コーディネーター足りているのかと、確保をしっかりと出来ているのかというご質問だと思いますが、るるお話の中にあつたと思いますが、介護が必要となる前に予防をすること。介護状態にしない、させないことが高齢者の生活の質を向上させ、高齢者が生きがいを持って日常生活を送ることが出来るようになることが、介護予防事業の役割だと考えております。

そして、その担い手となるケアマネジャーは、サービスを利用するために欠かせない存在であり、町包括支援センターでは、主任ケアマネジャーを1名配置しておるところでございます。

業務上様々なケースもあることから、町社会福祉協議会や近隣の居宅介護支援事業所にケースの一部を委託をしているところがございます。社協の居宅介護支援事業所は、現在ケアマネジャー1名で業務を行っておりますが、管理者は主任ケアマネジャーであることが要件となっていることから、主任ケアマネジャーを募集し、居宅介護支援事業所の事業継続のため人材の確保を図りたいと考えているところがございます。

また、生活支援コーディネーターについても、地域と住民をつなぐ橋渡し役としてなくてはならない存在であります。町は社会福祉協議会と委託契約を結び、コーディネーター2名を配置しているところがございます。現在1名は産前の休暇中ではありますが配置をしております。コーディネーターの確保は出来ていると感じているところがございます。

これから、高齢者が住み慣れた町で自分らしく生活出来るよう取り組んで参りますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、不足をしているようであれば、しっかり募集をかけてその部分を補うということは現在もしておりますので、また色々ご紹介していただける方とかいたらお話を聞かせていただけたらと思います。ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（麻生安夫君） 松島議員。

○3番（松島和子君） そんなに採算の取れる事業ではないので、ヘルパーさんも実は本当に町でやっていただきたかった事業の一つではありますけれども、やっぱり民間に任せられない、町民の健康や福祉は民間に任せられないところもあると思いますので、是非町で責任を持ってやっていっていただきたいというふうに思います。

3回目の質問として、町として事業所に対してエネルギー高騰支援金を出していますが、その額が実際の値上げに見合った額ではなくて大変とか、介護報酬が下がり加算も条件が厳しくて小さい事業所ではもらえる額は小さいとか、ガソリン代が高くて遠いところの利用者に行くと赤字になってしまうとか、事業者からも苦しい状況が色々聞くことが出来ました。

町は、町内の事業所の困難な実態を把握していますか。今後、事業所がこの町に残っていただけるように、例えば、ガソリン代補助やエネルギー高騰支援金の上乗せなど、是非何らかの支援をしていただきたいと思いますが、そのつもりはありますか。

介護の基盤崩壊は高齢者の問題にとどまりません。現役世代にとっても重大な問題です。働く現役世代の介護離職は年間10万人に上るなど、要介護者の家族負担は重くなっています。睦沢町でも、これ以上社会資源が少なくなったら大変なことになってしまうと思います。是非何らかの支援をしていっていただきたいと思います。

老人福祉法の基本理念に定める第2条には、老人は多年にわたり社会の発展に寄与してきたものとして、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活が保障されるものとするとうたわれ、第4条では、国及び地方自治体は、老人福祉に関係のある施策を講じるに当たっては、その施策を通じて、前第2条に規定する基本理念が具現化されるよう配慮しなければならないとうたっています。

国の訪問介護報酬の改定などは、都会にあるサービス高齢者住宅などを抱える大企業にはとても有利な施策だとは思いますがけれども、地方のように、次のお宅に何うまで30分かるとか、何件も持てないとかいう事業所には、とても配慮した施策であるとは言えないと思います。

高齢者が尊厳を守り、この町で暮らし続けていけますように、この状況を国や県に町としてしっかり伝えるとともに、公費負担を増やして利用者の保険料、利用料の負担増に跳ね返ることなく、介護職員の処遇改善、介護報酬の増額、介護事業所の継続支援を行うよう国や県に強く要望すべきと考えますが、町としてはどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） まずもって地方の大変な状況は、国や県に対しては、折に触れてそこは要望して、何とか実情を理解していただいた中で補助対象をしていただきたいということで、今現在もお声がけをさせていただいていますし、これからもしっかりそこは国・県に届けていきたいと思っております。

そして、令和4年度の千葉県における介護職員の有効求人倍率から見ても、産業全体で1.0倍との比較でいくと、介護サービスが3.65倍、社会福祉の専門的職業が3.19倍と大きく上回っている。

福祉分野の人材不足が深刻になっているというのは数字からも見て取れるところでありますので、そこら辺が介護職員平均給与等、やっぱり全産業に比べて8万2,000円ほど低い状況となっていたりとか、介護サービスの質の確保に当たり事業所の経営安定化を支援する必要があるということは、この数字から見ても分かっているところでございますので、これは国全体の問題でもありますので、先程言ったとおり、国や県のほうに強く要望していきたいと考えているところでございます。

そして、年配の方の団塊の世代の積極的な社会参加を推進して、やむなく介護から離職した方の介護職への再就職に対しては、国や県の制度等の情報提供も行って、これからの計画の推進にしっかりと充てていきたいと思っております。

議員おっしゃるとおり、その苦しい状況というのは、町のほうも共通認識として持っておりますので、そこら辺を、ただ町の単独事業として、なかなか補助出来ないところもありますので、是非これは睦沢町だけの話ではなく、県全体が、国全体が抱えている問題でありますので、しっかりと国のほうに要望もしていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（麻生安夫君） これで、3番、松島和子議員の一般質問を終わります。

◇ 田 邊 明 佳 君

○議長（麻生安夫君） 次に、8番、田邊明佳議員の発言を許します。

田邊議員。

○8番（田邊明佳君） それでは、通告順に従い質問させていただきます。

一つ目、各委員会、協議会等の担い手について質問させていただきます。

町の各種委員会、協議等につきましては、日頃より委員の皆様方、ご自分の生活がある中で公益に資するためにご協力いただき、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、高齢化、人口減少に伴う問題の一つに、地域を支える人材の不足が挙げられると思います。人口の中で大きなウエートを占める団塊の世代は70代を過ぎ、総務省が9月15日に公表した統計トピックス「統計からみた我が国の高齢者－「敬老の日」にちなんで－」では、65歳以上の人口は3,625万人で日本の総人口の29.3%を占め過去最高となっております。また、65歳以上の就業者数も20年連続増加で、就業者総数に占める65歳以上の割合は13.5%となっております。

行政にご協力いただいている皆様方は、比較的時間と体力に余裕がある方がおりますが、さきに申し上げたとおり、総人口の減少や就労率の高さから分かるように、時間的に余裕のない方が多くなり、適任者が探しにくく、また、いても同じような方が兼務し、ご負担が大きくなっているような現状があるかと思えます。かく言う私も、議会関係以外でも町にとって重要な団体に二つ所属し、ほかにも地元の役も担わせていただいております、時間的厳しさを感じております。まさに担い手不足が顕在化しつつあるように身をもって感じております。

法律で定められているものは致し方ないこともあるやもしれませんが、高齢化、人口減少に対して行政運営をどうしていくか考えていく中で、各委員会、協議会等の担い手不足解消、もしくは緩和するための施策が非常に重要ではないかと考えております。それにその組織が、会議が必要かどうか精査することも必要になってきているのではないのでしょうか。

先般配付されておりました監査委員の令和6年度定例監査結果報告でも、審議会や委員会などの統合・廃止などの検討を求められております。町として早急に何らかの対応をすべき事案かと思いますが、町の見解を伺いたいと思います。

二つ目、若者定住について。

町はグリーンタウンの造成等ハード面での若者定住を進めておりますが、土地を用意する、住まいを用意するという施策も間違っていないと思います。しかし、それは若者定住として取り組む、まず最初の一手というべき取組ではないかと、私は思っております。そこから発展させて、町から出て行かれた方々や新しく入ってこられた方々が、この町で暮らしてい

きたい、または戻っていきたいと思える仕組みを考えていくべきではないかと思っておりますが、町の考えを伺いたいと思います。

まず必要と考えられるのは働く場所の問題ですが、大規模な企業誘致も難しい現状の中で、町長が懸命に活動しておられることは理解しております。ですが、そういった活動をしつつ、出来そうなことを一つずつ見つけて施策に反映させていけば、売り出しているグリーンタウンも相乗効果が期待されるのではないのでしょうか。

私は先般の選挙において、町民の方々のお声をたくさんいただいた中で、働く場所がなかなかつくれないなら通勤の利便性を高めること。このことを強くご要望いただきました。通勤費補助は町として考えられないのでしょうか。全国的にも通勤費の補助を出している、例えば新幹線、有料道路回数券、特急券などの補助がある自治体もございます。物価高騰の折、通勤に使う燃料費補助や駅の駐車場補助、または一宮駅や茂原駅からの特急券補助など、働き方が少しでも快適に働きやすくするお手伝いは出来ませんかでしょうか。

若者を町に呼び戻すことは、将来深刻さを増していくでありましよう生活基盤の整備水準や財政状況の悪化、空き家問題、獣害の拡大、少子化など様々な問題の緩和が期待されます。睦沢町が豊かとは言えない財政状況の中で大きな事業も控えており、大胆な施策は控えてきたような印象ではございます。ですが、そういった状況でも使うべきところは使う大胆さも時には必要かと思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、田邊明佳議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、まずもって議員と同じく各委員会、協議会に参加をしていただいている住民の皆様は心から感謝を申し上げるところでございます。

初めに、各委員会、協議会等の担い手について、高齢化、人口減少に伴い、各委員会、協議会等の担い手不足が顕在化しつつあると思われるが、対策を町はどう考えるかについてお答えします。

ご質問の担い手不足については、私も議員と同様な考えを持っているところでございます。担い手不足の要因については、大きくはご指摘のとおり、高齢化であったりとか、人口減少にあります。また、昭和から平成、令和の時代に至るまでのライフスタイルの変化に伴いニーズも多種多様になったことから、委員などになられる方の負担も大きくなってきたものと思われまます。このため、委員等になってしまうと、普段の生活の中に負担が生じるというこ

とも含めて、一般の方からは敬遠されることも担い手不足の要因の一つと考えられております。

現在は、多くの委員会や協議会を兼任されている方も多々いることは私も承知しており、大変心苦しく感じているところでございます。

また、11月上旬に実施された令和6年度定例監査の講評の中で、先程議員もおっしゃっていましたが、各行政機関には業務事業を推進するため、様々な審議会や委員会などが設置されている。設置根拠は別であっても組織の統合が出来ないか、また会議等の開催が見込まれないものは廃止出来ないかなど、行政改革・働き方改革の観点から検討されたいという総括的意見をいただきました。

私としても、町民の負担、職員の負担を考えると、田邊議員や監査委員のご意見には賛同するところではありますが、法律上必要となる審査会や審議会などの委員会、また事業を実施する上で協議会などの設置が義務づけられているものもあり、これらについては廃止や統合が難しいものと考えられます。

それとは別に、法律とは関係ないもので、町独自で条例や要綱等で設置をしている委員会や協議会もございます。こちらについては、町の考えで廃止や統合も可能と思われませんが、やはり町の発展に必要となる委員会などであることから、政策や事業を推し進めるために必要なものと捉えております。

今後、所管をしております各課等で十分に精査をした上で、廃止や統合が可能であるものは、委員会、協議会等において検討していただき、継続、廃止、統合等の方向性を見いだししていきたいと思っております。そして、会議の開催回数が少ないからといっても、諮問機関として法律で位置付けられたものが多いため、これをなくすことはやはり難しく思っております。

今から10年前にも委員会、協議会の廃止等について検討され、条例や要綱の廃止がなされましたが、その後、ご指摘を受けて復活をしたという例もございますので、廃止や統合が出来ないものでも、現行の委員の人数の縮小が出来るようなものであれば縮小するなど、町民の皆様には出来る限り負担の軽減が出来得るように検討して参りたいと思っております。

なお、行政相談委員や人権擁護委員、また民生委員や児童委員、保護司などは国からの委嘱になりますので、町の判断での廃止等は出来ないということについて、ご理解をお願いをするものでございます。

続きまして、2点目の若者定住について。

町はグリーンタウンの造成等、ハード面での若者定住を進めているが、町で暮らしていきたい、戻ってきたいと思える仕組みも考えるべきと思うが、町の考えを伺いたいについてお答えをいたします。

町では、これまでに定住促進施策として、住宅や分譲地の整備等を進めて参りました。

これは、町内にすぐに住めるアパートや購入出来る住宅、住宅用地が少ないことから、そのようなニーズに応えるとともに、若者の定住等による地域活性化のために整備を進めてきたところでございます。また、若年層が子育てしやすく、住みたいと思える町となるよう、子育てガイドブックの作成や産後ケア事業の充実など、子育てへの支援にも力を入れてきたところであります。

議員おっしゃるとおり、この町で子育てしたいと思える町にすることが若者定住につながります。今後もハード面だけではなく、伴走型の子育て支援などで若者が住みたいと思える町にしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

そして、ご質問にありました通勤時の特急券購入等に関わる費用の助成ではありますが、近隣ですと、これは勝浦市がこの補助金を交付しております。また、長生村では通学のための定期券購入に対して補助をしているということでもあります。

本町といたしましては、駅に行くまでの路線バスの運行に関わる経費や利用に対する補助金は、今交付をしているところでございます。まずは、バス路線の存続を図りながら、同時に通勤・通学者を含んだバス利用者に対する経費軽減を図っていく方針でありますので、このところはこの先の考え方ということでご理解をいただきたいと思っております。

1回目の答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 田邊議員。

○8番（田邊明佳君） ご答弁ありがとうございます。

1回目の質問ですが、町のお考えはよく分かりました。ある程度前向きなお考えということで、大まかな方向性につきましては同意出来るものでございます。

それでは、細かいところの質問をさせていただきたいと思えます。民生委員と農業委員会についてでございます。

まずは農業委員会ですが、任命要件は原則として認定農業者等が農業委員の過半数を占めるということで、また年齢・性別等に著しい偏りが生じないように配慮するというところでございます。その原則を外さないためにも、つつがなく認定農業者や青年、女性の活躍出来る

よう、町としても委員候補の選定方法、そういったものを見直すべきときに来ているのではないかと考えております。

認定農業者の成り手が少なくなってきたからといって、原則から逸脱していいというわけでは私はないと考えております。農業委員会は、農地を守る、農家を守るものでございます。委員は農業を営んでいけば、どなたでも、どんな方でもいいというわけではないと私は思っております。今のままですと、農業委員会に認定農業者がいないというおそれもあるのではないかと私は危惧しておりますので、委員候補の選定方法の見直しを町としてお考えになるかどうか伺いたいと思います。

次に民生委員ですが、仕事内容としても皆さんご存じのとおり、本当に多岐にわたり、要援護者の実態把握や相談支援など、また行政にとってはなくてはならない、もう本当に重要な役割を果たしておられます。

これは、1番目の質問の回答のように整理をするわけにもいかないものでございます。また、労多くして功少ないといった側面を持つ役職で、ほぼボランティアで活動していただいている実態があるかと思えます。現在県と町から幾ばくかの手当が出ているとは思いますが、この現状、人員が足りているのかどうかと、手当のバランスは取れているのかどうかお聞きしたいと思えます。

また委員自体も、前述のとおり高齢化が進んでおりますので、もうじき本当に成り手がなくなっていくのでは、今でも割と年齢のいった方が、年齢のいった方を見に回っているような状況であるというのは把握しておられると思えます。もうじき本当に危機的な状況になるのではないかと私は思っているのですが、町としてどう対処していくのか伺いたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 農業委員と民生委員の細かいところは担当課長からお答えをさせていただきますが、まず、この間ある勉強会に出させていただきますたら、民生委員・児童委員、そして保護司、これは世界中の国を見ても、日本独特のとてもいいボランティアの精神を持った取組の団体であるということで、これは改めて、国全体で評価をしなければいけないだろうという言葉聞いたところでございます。

町としても、農業委員さん、また民生委員・児童委員さんにおかれましても、しっかり町に目を向けていただいて、取り組んでいただいているこの部分に関しては、しっかりとそれなりの評価をしなければいけないということは感じているところでございますので、それを

各町村との割合というか、バランスもあると思いますが、気持ちではしっかりそこは思っているところがございますので、まずもって委員会に対する思いについて、私から答弁させていただきます。細かな要綱等については、担当職員から答弁をさせていただきます。

○議長（麻生安夫君） 御園生農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（御園生憲利君） それでは、命により答弁させていただきます。

農業委員の定数の原則は、議員おっしゃるとおり、認定農業者過半数とありますが、本町においては認定農業者の数が少ないために例外が認められております。これは、定数の8倍を認定農業者が下回る場合は認められているものでございます。認定の方法を検討してみても、はたのご意見ではありますが、この例外を適用することによりまして、本来は原則が達成出来ればいいんですけれども、結果としまして、認定農業者が選任出来なくて、過半数選任出来なくて、例外等を、今後のこれからの委員の選任につきましても、例外となってしまう可能性はありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（麻生安夫君） 秦福祉課長。

○福祉課長（秦悦子君） 命によりお答えいたします。

民生委員につきまして、人員が足りているかというところと、あと金額的なところのご質問になりますけれども、人員のほうなんですけれども、一応定数が定められております。一応22名というところで、本町におきましては欠員もなく活動のほうしていただいておりますので、足りているというところで考えております。

そして、民生委員さんのほうなんですけれども、無報酬での活動が一応原則とされております。千葉県より民生委員活動に要する諸経費が実費弁償として出ていたり、町から報償費が委員に支給のほうがされております。

また、民生委員児童委員協議会に対しましても、町から活動費の補助をさせていただいております。燃料費の高騰や物価の上昇で活動に見合った十分な金額ではないとは感じておりますけれども、ボランティアの精神が地域福祉活動の柱となっておりますことから、ご理解のほう賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 田邊議員。

○8番（田邊明佳君） すみません。私の質問が分かりづらかったようで、農業委員会につきましては、認定農業者の要件を緩和しろと言っているのではなく、きちんと認定農業者が農業委員会に出られるように考えたかどうかと、私は申し上げております。いないと言っ

でも1人や2人や3人じゃないですよ。出られる位はいますよね、町内で認定農業者は。それはいないとは言いませんよ。少ないとは言いません。少ないとは言えますけれども、出来なくはないことを出来ないとおっしゃるのはどうかと私は思っております。

それと、民生委員ですが、ボランティア的な立ち位置ということは重々承知はしているんですが、課長も申し上げたとおり、やっぱり実態に実費弁償が見合わないということも、側面もあると思うんですよ。足が出てしまったんでは本当にお気の毒で、そういったのが広まってしまうと、やる人がますますいなくなってしまうのではないかなと思うんですね。

それで町長が申し上げたとおり、周囲の状況も見ながらということですので、これはまた今後の、でもちょっと急いでいただきたいんですけれども、課題としてよろしく願いいたします。

○議長（麻生安夫君） 御園生農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（御園生憲利君） 申し訳ありません。答弁させていただきます。

一人でも認定農業者の方にお願い出来るように努めて参りたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 田邊議員。

○8番（田邊明佳君） それでは楽しみに待っております。結果が楽しみでございます。

それで、2番目の質問でございますが、住む場所のニーズがあったので、こういったハード面で進めてきたということで、子育て支援もしていらっしゃるとおっしゃっていましたが、以前から何度も言っていますし、さっきも1番目の質問で言いましたけれども、町長はまだ守りに入るお年頃ではないですよ。私より5つ位でしたっけ、上ですけども、まだまだお若い。町民の皆様もそういった若さに期待している。そういったところが大きいと思うんですね。

財政状況が厳しいのは皆さん分かっているんですよ。承知しているんです。ですが、そこでも頑張って草刈り機入れてくださったじゃないですか。町民の方喜んでいきますよね。出来るじゃないですか、町長。出来ないことはないんですよ。

また、移住者として働く世代が入っていただければ、住民税は入りますし、若い人口が増えれば、様々な面でプラスということはご理解していただけたと思います。

本当に、私、今何らかの手を打っていかなければ、後に続く人々に多大な負担を残すことになると思うんです。私は最近、常々後は己の終末に向かうだけと、そういった心持ちで。

この職にあるからには、皆様のために身を粉にして働こうと、やれることはやっぴいこうと、そういった覚悟でおりますが、私のように高齢とは言えずとも、人生の先が見えている人ではなく、これからの生まれて育っていく、その方たちを育てていく人のために、この町でよかった、この町で年を取っていききたいという環境はつくっておきたいと強く感じております。それは町長も同じだと思うんですよ。

ですから、この町に生活の基盤をつくる。子育ての環境をつくる。このことは建物や用地だけではなく、本当は町長も分かってらっしゃいますよね。ただ手をつけられるところからつけているんだと思うんですけども、ですから私、無理と言われましたけれども、先程の働くことへの利便性を高めたり、また子育てに支援するって、これは本当に重要だと思っているんですよ。

この町は本当に、教育の質は高めてきたと私も思っております。ですが、昨今は子育てに費用がかかり過ぎるという理由で子どもを諦めるという話もよく聞こえてきております。民間調査によると、第2子、第3子を産まない理由は経済的に不安とあります。町としてこの先を見据えた中で、第2子、第3子が望みやすくなるような支援というものは考えられないでしょうか。

1回目の質問も、その中の一つであるとは思っております。

また、町長が、私が提案しましたこと以外でも、出来れば若者らしさのあふれる、若者定住に対する施策等の構想などあれば伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ありがとうございます。

なかなか言いづらい点もありますが、はっきり物を言わせていただこうと思っております。

睦沢町から多分電車を使われて千葉市や都内まで通勤されている方については、それなり为数多くいらっしゃると思います。社会情勢を見た中で、通勤の交通費については、会社負担をしていただける。上限はあると思いますが、していただけるところが数多くの企業として交通費を負担していただいていると思っております。

なぜ、町内のバスに補助を入れてしっかりと路線を確保しようとするかでありますが、その部分が、通勤をされる人の数よりも、バスで駅まで行かれる人の学生であったり、利用者のほうが数が多いということで、平等性から考えたときに、一番最初にやっぱり駅まで行く路線バスをしっかりと確保することが重要であろうということで、今回、本当は言いたくなかったんですけども、今の段階で通勤の補助は考えていないということをお知らせいたします。

いたところであります。

町民全体を見た中で、平等性を考えた中で、しっかりとまた肉をつけなければいけないと思ったのが、福祉タクシー券であります。ちょっと子育てからは離れますけれども、この福祉タクシー券の利用の幅を広げること、また路線バスに対してしっかりと手当てをして、駅までの足を確保することが個々のつながりになると思っておりますので、まずもって福祉タクシーとバス路線をしっかりと強化するところを考えているところでございます。

自分の考えの中に通勤も、この地域は一宮駅までは、一宮から下りはローカル路線ということになってしまいましたが、一宮からであれば千葉市も、先程言ったとおり都内まで通勤可能な範囲でありますので、何らかの手当てをしたい、出来ることならやりたいとは思いますが、なかなか今の段階での平等性からいくと、一步踏み出せないところありますので、ここはしっかりとどの位の方が電車で通勤をされて、どこら辺に行くか少し調べたいなと思っておりますので、その数をもって、また取り組むかの判断をしたいと思っておりますので、ご理解まではいかないと思いますが、私の思いということでお話をさせていただきます。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 田邊議員。

○8番（田邊明佳君） 真摯なご答弁ありがとうございます。

私が言っているのは、今いる方たちもそれはもちろん大事です。だからバス路線はしっかりと確保していかなければならないと私も思います。通勤に関することは、今いる人たちというより、呼び込む目玉の一つとしてという側面で私はお話ししておりますので、平等性云々はまだ当たらないかなと思っているんです。

ですから、町長は調べた中でとおっしゃっていましたが、そういったニーズ、町外の方たちですね、そういったニーズもあるのかどうか。また、ガソリンや駐車場など、通勤者、それはもちろん出ているんですよ。出ているんですけれども、そこまで金額を出せる企業があるかという、それは一握りじゃないかと思えますよ。だからそれはそれでそれとして考えに入れてみてはいかがでしょうか。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） これから若者定住につながる、若者を引き寄せるための目玉になる施策は、本当に皆様方と協議して、そんなことやっている自治体があるんだというようなところ、またこれが実になるものにつなげられる目玉施策は考えたいと思っておりますので、ご意見いただきますよう、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（麻生安夫君） それでは、これで8番、田邊明佳議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

これで午後1時まで休憩に入ります。

（午前11時46分）

○議長（麻生安夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生安夫君） それでは、ただいまより日程に入ります。

日程第4、承認第1号 令和6年度睦沢町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

（山本書記朗読）

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

石井企画財政課長。

○企画財政課長（石井威夫君） 承認第1号 令和6年度睦沢町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙に要する経費として540万5,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ38億6,697万6,000円といたしました。

初めに歳出からご説明いたします。

2款4項2目選挙啓発費は、明るい選挙推進協議会による街頭啓発等を実施するため、推進員の報償を増額しました。5目衆議院議員選挙費は、衆議院議員総選挙に要する各種経費を追加しました。

歳入については、国庫支出金、衆議院議員選挙委託金を充当し、その他不足する一般財源は前年度繰越金により調整いたしました。

本件につきましては、選挙公示日までの期間が短く議会を招集する時間的余裕がないこと

が明らかであると認められるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきますので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めますのでございます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号 令和6年度睦沢町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第5、議案第1号 睦沢町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

（山本書記朗読）

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木政信君） 議案第1号 睦沢町課設置条例の一部を改正する条例の制定につ

いて、提案理由を申し上げます。

本議案は、近年頻発する自然災害などに対する迅速な対応並びに町の発展に欠かせない農業をはじめとする商工業や企業誘致を推進するため、現在の産業建設課については令和6年度をもって廃止するものとし、令和7年度からは主として農林業に関することや、農地、農村環境の保全に関すること、また商工業、観光に関すること、さらには企業誘致や消費生活に関する業務などを担当する産業課と、主として町道をはじめとする公共土木施設の維持管理、新設、災害復旧に関すること、地籍調査、町営住宅の管理、公園の管理及び生活環境の保全に関する業務などを担当する建設課を新たな課として設置いたします。

また、産業課には産業振興班と商工観光班を置き、建設課には土木班と生活環境班を置くことにいたします。

現在の産業建設課を細分化することで、自然災害への対応や多様化、複雑化する行政へのニーズにも迅速かつ的確に対応出来る組織体制とすることで住民サービスの向上に努めます。なお、本条例の改正には当たりませんが、総務課には自主防災組織をはじめとする防災力を総合的に強化するため、新たに消防防災室を置くことにいたします。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

島貫議員。

○4番（島貫 孝君） 課が増えるということなんですけれども、ちよくちよく課の名前が変わったり、増えたり減ったりすることが、ここ何年かあると思うんですけれども、これがベストで今後はもう変わらないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 今の段階ではこれがベストということで、課を細分化することといたします。提案理由にもあったとおり、様々な環境だったりとか社会情勢の変化によってはこの先も変えていく可能性はありますが、今の状況でのベストということでご確認をいただければということでございます。

以上です。

○議長（麻生安夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。これから採決を行います。

議案第1号 睦沢町課設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第6、議案第2号 睦沢町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

（山本書記朗読）

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木政信君） 議案第2号 睦沢町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、近年頻発する自然災害などに対する危機管理体制の強化、感染症による社会情勢の変化や少子高齢社会の進展、地球環境への配慮、行政DXの導入などに取り組むとともに、多様化、複雑化する町民ニーズにも迅速かつ的確に対応出来る職員体制を整備していかなければ町民サービスの低下につながるおそれがあることから、安定的で持続可能な行政運営を行うため、睦沢町職員定数条例の改正を行うものです。

議案審議資料5ページの睦沢町定数管理計画と併せてご覧ください。

人口規模が5,000人から1万人かつ産業構造が類似する千葉県内の類似団体7団体、これは睦沢町、神崎町、御宿町、鋸南町、長南町、長柄町、大多喜町とで比較すると、本町では

人口を1万人に換算した場合の一般行政部門の職員数は7団体中最も少ない状況であります。このことを踏まえ、令和7年度から5年間を計画期間とする職員定数管理計画を定めるところでございます。

具体的には、町長の事務部局の職員について県内平均値71人まで引き上げることとしたこと、また教育委員会の事務部局の職員については毎年度保育教諭を募集しているものの定数に達していないことから、引き続き職員確保に努めることとし、定数は現状維持といたしました。この職員定数管理計画に基づき、睦沢町職員定数条例第2条第1項第1号、町長の事務部局の職員数を現行の67人から71人とするものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

小川議員。

○5番（小川清隆君） それでは伺います。

まず事務部局ということですが、今度67名から71名になると。現在65名というのを伺っておりますが、あと枠が6名あると。その中で現在の事務部局の職員の55歳から60歳、この5年間の職員の職員数。それと、7年度の採用が今出ております。広報でも出してありますけれども、その人数は何人採用になる予定なのか伺います。

○議長（麻生安夫君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木政信君） まず、55歳から60歳の職員数ということで、今4人おります。そして7年度の採用が出ているということで、職員採用試験の募集をにかけているところでございますけれども、一般行政職、一般事務で5名程度、そして障害者も若干名募集しています。そして、一般行政職の社会福祉士、資格を持った方、これを1名。それと、保育教諭を若干名ということで、今ここにあるとおりでございます。

一般行政職でいきますと5名から7名程度、保育教諭でいくと若干名ということでございますので、この管理計画というか、条例が制定されたならばこれで採用していきたいというふうを考えております。

○議長（麻生安夫君） 小川議員。

○5番（小川清隆君） ということは、今の差し引きをしますと4名がこの5年間は退職しないという想定でいった場合ですね、4名を確保しなくちゃならない。今65名ですから、65名

はそのままですよ。

そうすると、来年の採用者が事務局分5名となった場合には、残りがあと1名になるわけですね。そうした場合の1名をこれから4年間の間に1名しか採らないということになると、これはどうかと思うわけです。やはり、そこも精査した中でもし必要な人員があるのであれば今回の人員は71名ですけれども、これを75名とか、そう持っていくべきではないかと思うんですけれども、伺います。

○議長（麻生安夫君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木政信君） おっしゃるとおりでございますけれども、この枠の中で当然一般行政職で採って、また人事異動等々があります。その中で、教育委員会のほうに異動したり、派遣にすると、派遣の職員は千葉県に派遣したり広域に派遣したりということがありますが、それは定数の管理条例の中に入りませんので、それも含めますとそれだけ採ってもまだ余裕があるということですので、5年間でこの内容でいきたいなということでございます。以上です。

○議長（麻生安夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 睦沢町職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第7、議案第3号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する

協議についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

(山本書記朗読)

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木政信君） 議案第3号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について提案理由を申し上げます。

本議案は、御宿町に所在する布施学校組合立布施小学校の閉校に伴い、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体である布施学校組合が令和7年3月31日をもって解散することにより、総合事務組合を組織する団体の数が減少するため、総合組合同約中の組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理をする事務に関する共同処理する団体に関する規定について改正を行うものであり、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

(「なし」の声あり)

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第8、議案第4号 令和6年度睦沢町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

(山本書記朗読)

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

石井企画財政課長。

○企画財政課長（石井威夫君） 議案第4号 令和6年度睦沢町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、828万1,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ38億7,525万7,000円とするものです。

主な内容について、歳出からご説明いたします。

2款1項12目諸費では、大上地区集会所2箇所の修繕に対し地区集会施設等補助金を増額しました。

3款1項1目社会福祉総務費では、むつざわ福祉交流センターの水道加圧ポンプで水漏れがあり、改修のための工事費を追加しました。

2目老人福祉費は、敬老祝金の実績による減額です。3目障害者福祉費では、令和5年度在宅重度知的障害者手当の一部を県に返還するための償還金を追加しました。

2項1目児童福祉総務費では、通院に係る医療費が増加し子ども医療費の不足が見込まれるため、扶助費を増額しました。また、令和5年度子育てのための施設等利用給付費交付金の精算に伴い、償還金を追加しました。

2目児童措置費は令和5年度児童手当交付金の精算生産に伴う償還金です。

4款1項3目環境衛生費では、住宅用太陽光発電設備設置費補助金の申請が当初見込みより増加したため、不足分を増額しました。

5款1項4目農地費では、地元との協議の結果、長楽寺堰周辺での釣りを禁止し、釣り禁止看板を設置することになったため、看板の購入費用を追加しました。

2項1目林業振興費では、昨年の台風13号に伴う豪雨で被災したやすらぎの森の階段を復旧するための原材料費を追加しました。また、補助金は里山整備推進事業補助金の実績見込みにより減額しました。

7款2項1目道路維持費では、町道2路線の路肩補修のための工事費を増額しました。

3目道路新設改良費では、上市場関戸線の実績見込みにより電柱等の移設に伴う補償費と工事費の組替えを行いました。

8款1項5目災害対策費では、避難所用テントを配備するための費用を追加しました。

9款1項2目事務局費では、第3期教育振興基本計画の策定委員会を追加開催するために委員報償を増額しました。また扶助費では、準要保護の対象になる児童・生徒が増加したため各種教育扶助費を増額しました。

2項1目学校管理費では、小学校施設等で当初想定していた以上の補修が必要となり、修繕費を増額しました。

歳入につきましては、県支出金、諸収入を各歳出の特定財源とし、不足する一般財源は前年度繰越金の増額により調製いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 令和6年度睦沢町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（麻生安夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和6年第4回睦沢町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 1時25分）